

入札説明書

平成30年5月7日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 青森県防災ハンドブック（見本は会計管理課物品調達グループで保管）
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成30年7月31日
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（A01 オフセット印刷）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般

競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成30年5月11日 17時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎南棟3階)

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 平成30年5月7日から同月23日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成30年5月10日 17時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所と同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成30年5月24日 15時00分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎南棟3階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第6条(B)を除く。)を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印(個人の場合は、住所、氏名及び印)

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加

算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3 回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2 回目の入札において、落札者がなく、かつ、1 者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その 1 者との随意契約によるものとする。

ク 1 回目又は 2 回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者、最低制限価格制度を適用する場合に失格となった者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が 3 の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 その他

一括委任又は一括下請負の禁止

契約を締結する印刷の請負について、一括して第三者に行わせることはできない。

10 問合せ先

青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号 青森県庁舎南棟 3 階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 総括主幹 鳴海 靖通

電話 017-734-9099

(別紙) 入札書参考書式

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

ⓐ

(委任代理人

ⓑ)

入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
(税抜)									

品 名 青森県防災ハンドブック

数 量 570,000部

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成30年5月7日
品 名	青森県防災ハンドブック
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成30年5月7日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 青森県防災ハンドブック

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付：)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

(3) 県内に本店を有していること。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

平成30年5月7日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 品名 青森県防災ハンドブック
- 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

- 添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品名 青森県防災ハンドブック

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。なおその際には、説明を求める内容等を記載した書面を提出してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 青森県防災ハンドブック

入札（見積り）期日 平成30年5月24日

入札（見積り）場所 青森県庁舎南棟3階 出納局会計管理課入札室

印刷製本契約書

青森市長島一丁目1番1号
発注者 青森県

受注者

上記当事者間において、印刷製本のため、次のとおり（ただし、
契約を締結した。 を除く。）

（印刷製本の内容）

第1条 発注者は、次に掲げる印刷製本（以下「印刷製本」という。）を受注者に注文し、受注者は、これを請負した。

- （1）品名 青森県防災ハンドブック
- （2）規格 別紙仕様書のとおり
使用用紙等の規格は「平成30年度青森県環境物品等調達方針」で定める基準による。
- （3）数量 別紙仕様書のとおり

（請負代金）

第2条 請負代金は、金 円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

（契約保証金）

第3条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第3条(B) 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、印刷製本の請負を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(成果品の納入期限等)

第6条 成果品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成30年7月31日(火)
 - (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (校正)

第7条 受注者は、発注者の校正を校了又は責了まで受けるものとする。

(検査)

第8条 受注者は、印刷製本が完了した場合は、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内において発注者が指定する日に、発注者の指定する場所で成果品の検査を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 第2項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、成果品を補修し、又は改造して発注者の再検査を受けなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の再検査について準用する。

(引渡し)

第9条 受注者は、前条の検査に合格したときは、成果品の引渡しをするものとする。

(所有権の移転時期)

第10条 成果品の所有権は、前条の引渡しがあった時、発注者に移転するものとする。

(請負代金の支払)

第11条 受注者は、成果品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に請負代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により第6条の納入期限までに成果品を納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、請負代金より控除するものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第6条の納入期限までに成果品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

第13条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名あて人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名あて人に対する当該排除措置命令のすべてが確定したとき）。

(2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名あて人となっていない場合にあつては、当該納付命令の名あて人に対する当該納付命令のすべてが確定したとき）。

(3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（契約保証金の帰属）

第14条(A) 発注者が、第13条の規定によりこの契約を解除したときは、第3条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第14条(B) 発注者は、第13条又は第13条の2の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の100分の5に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（損害賠償）

第15条 発注者は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた

金額を損害賠償金として、受注者から徴収する。

第15条の2 発注者は、この契約に関して、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償金として、受注者から徴収する。

（暴力団の排除）

第16条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第17条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第18条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 青森県知事 三村申吾 印

受注者 印

別記1

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)
- 第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
(取得の制限)
- 第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。
(適正管理)
- 第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(作業場所の特定等)
- 第5 受注者は、受注者の事務所（工場及び発注者の指示又は承認がある場合にあっては、当該指示又は承認に係る場所を含む。）において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。
2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
(目的外利用及び提供の禁止)
- 第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
(複写又は複製の禁止)
- 第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。
(再委託の禁止)
- 第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。
(資料等の返還等)
- 第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
(従業者への周知)
- 第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
(実地調査の受入れ)
- 第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
(事故発生時における報告)
- 第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等の措置に係る削除条項例】

- 1 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第3条(B)、第14条(B)削除（→ 第3条(A)、第14条(A)を使用）
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第3条(A)、第14条(A)削除（→ 第3条(B)、第14条(B)を使用）
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第3条(A)、第14条(A)削除（→ 第3条(B)、第14条(B)を使用）
- 4 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第3条(A)、第14条(A)削除（→ 第3条(B)、第14条(B)を使用）

印刷物仕様書

品名	青森県防災ハンドブック					数量	570,000					
発注部署	危機管理局防災危機管理課防災企画G			担当	北沢		電話	017-734-9181				
印刷種別	<input checked="" type="checkbox"/> 冊子 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> リーフレット <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 封筒 <input type="checkbox"/> ハガキ <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 複写帳票 ()											
規格	展開	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	判	(よこ	mm×たて	mm)				
	仕上	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> A	<input checked="" type="checkbox"/> B	6判	(よこ	mm×たて	mm)				
	封筒	<input type="checkbox"/> 角	<input type="checkbox"/> 長	<input type="checkbox"/> 洋	号	(よこ	mm×たて	mm)				
版下	表紙		本文			中扉						
	<input checked="" type="checkbox"/> DTP	<input type="checkbox"/> 写植	<input type="checkbox"/> ダイレクト(複写)	<input type="checkbox"/> ()	<input checked="" type="checkbox"/> DTP	<input type="checkbox"/> 写植	<input type="checkbox"/> ダイレクト(複写)	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> DTP	<input type="checkbox"/> 写植	<input type="checkbox"/> ダイレクト(複写)	<input type="checkbox"/> ()
入稿形態	アナログ	文字原稿	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 生原稿	枚							
		写真	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 紙焼	点	<input type="checkbox"/> ポジ	点	<input type="checkbox"/> ネガ	点			
		イラスト	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 原画	点	<input type="checkbox"/> トレース	点	<input type="checkbox"/> 書き起し	点			
	デジタル	入稿媒体	<input type="checkbox"/> FD	<input checked="" type="checkbox"/> CD-R	<input type="checkbox"/> MO	<input type="checkbox"/> その他	()		枚			
		使用OS	<input type="checkbox"/> Win	<input checked="" type="checkbox"/> Mac	<input type="checkbox"/> その他		()		Ver.			
		文字原稿	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> テキスト	<input type="checkbox"/> その他(使用ソフト)		()		Ver.			
		写真	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	点	保存形式	()		dpi			
レイアウト	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	使用ソフト		(Adobe Illustrator)		Ver.					
イラスト	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	使用ソフト		()		Ver.					
フォント												
校正	2回		色校正	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本紙	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易						
印刷版色及びページ数	表紙		背表紙	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	表面	3	色	裏面	色		
	本文	120頁				表面	4	色	裏面	色		
		頁				表面		色	裏面	色		
		頁				表面		色	裏面	色		
	本文合計	120頁	見返し	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有							
	中扉	枚				表面		色	裏面	色		
	頁				表面		色	裏面	色			
用紙	表紙		本文		見返し		中扉					
	マットコート		マットコート									
		135	kg		90	kg		kg	色数	kg		
製本	<input type="checkbox"/> 無線綴 <input type="checkbox"/> 針金中綴 <input checked="" type="checkbox"/> アジロ綴 <input type="checkbox"/> 糸かがり <input type="checkbox"/> 表紙くるみ <input type="checkbox"/> 糊付け <input type="checkbox"/> バラ											
	<input type="checkbox"/> 2ツ折 <input type="checkbox"/> 3ツ折 <input type="checkbox"/> 観音折 <input type="checkbox"/> DM折 <input type="checkbox"/> 穴あけ 穴											
	天のり(マーブル)		枚/冊		複写(マーブル)		枚		組/冊			
	<input type="checkbox"/> その他 (表紙及び背表紙 ニス加工)											
納入期限	平成 30 年 7 月 31 日											
納入場所	別紙のとおり					分納	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	36	カ所		
電子納品	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> HTML	<input checked="" type="checkbox"/> PDF	備考								
その他特記事項	・印刷に当たっては文字調整、デザイン調整もすること。 ・納入先や納入先毎の納入部数は、事前に確認し、必要に応じ調整すること。 ・印刷物の著作権は、青森県に帰属する。								仕様書最終確認			
校正完了	月	日	責任者	印	月	日	責任者	印	月	日	責任者	印



青森県防災ハンドブック印刷にかかる納入場所

対象市町村	納入部数	納入先	担当部署等	納入先住所		電話番号
青森市	122,200	ワイエス株式会社ミッド事業部	青森営業所	〒038-0042	青森市大字新城字福田5-7	017-788-4471
弘前市	74,100		弘前営業所	〒036-0233	平川市日沼富田19-7	0172-57-5588
八戸市	96,800	株式会社ミッド八通		〒031-0075	八戸市内丸一丁目1番45号	0178-22-7570
黒石市	13,800	株式会社城北企画戸田センター		〒335-0031	埼玉県戸田市美女木3丁目24-2	048-422-4191
五所川原市	25,600					
十和田市	27,500					
三沢市	19,200					
むつ市	29,400					
つがる市	13,600					
平川市	11,900					
平内町	5,000					
小計	146,000					
今別町	1,500	今別町	総務課	〒030-1502	東津軽郡今別町大字今別字今別167番地	0174-35-2001
蓬田村	1,200	蓬田村	総務課	〒030-1211	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3	0174-27-2111
外ヶ浜町	1,500	外ヶ浜町	総務課	〒030-1393	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44番地2	0174-31-1111
	650	外ヶ浜町 平館支所		〒030-1492	青森県東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢150番地	0174-25-2111
	850	外ヶ浜町 三厩支所		〒030-1798	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町18番地1	0174-37-2001
鱒ヶ沢町	4,700	鱒ヶ沢町	総務課	〒038-2792	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町209番地2	0173-72-2111
深浦町	3,800	深浦町	総務課	〒038-2324	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2	0173-74-2112
西目屋村	600	西目屋村	総務課	〒036-1492	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144	0172-85-2111
藤崎町	6,000	藤崎町	総務課	〒038-3803	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地	0172-88-8295
大鰐町	4,300	大鰐町	総務課	〒038-0292	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	0172-48-2111
田舎館村	2,800	田舎館村	企画観光課	〒038-1113	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1	0172-58-2111
板柳町	5,500	板柳町	企画財政課	〒038-3692	北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3	0172-73-2111
鶴田町	5,500	鶴田町	総務課	〒038-3595	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1	0173-22-2111
中泊町	5,200	中泊町	総務課	〒037-0392	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地	0173-57-2111
野辺地町	6,600	野辺地町	総務課	〒039-3131	上北郡野辺地町字野辺地123番地1	0175-64-2111
七戸町	6,900	七戸町	総務課	〒039-2792	上北郡七戸町字森ノ上131番地4	0176-68-2111
六戸町	4,400	六戸町	総務課	〒039-2392	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176-55-3111
横浜町	2,100	横浜町	総務課	〒039-4145	上北郡横浜町字寺下35番地	0175-78-2111
東北町	7,300	東北町	企画課	〒039-2492	上北郡東北町上北南四丁目32-484	0176-56-3111
六ヶ所村	4,800	六ヶ所村	原子力対策課	〒039-3212	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475	0175-72-2111
おいらせ町	10,200	おいらせ町	総務課	〒039-2192	上北郡おいらせ町中下田135-2	0178-56-2166
大間町	2,600	大間町	総務課	〒039-4601	下北郡大間町大字大間字大間104番地	0175-37-2111
東通村	2,900	東通村	総務課	〒039-4292	下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34	0175-27-2111
風間浦村	1,000	風間浦村	総務課	〒039-4502	下北郡風間浦村大字易間字大川目28-5	0175-35-2111
佐井村	1,000	佐井村	総合戦略課	〒039-4711	下北郡佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-2111
三戸町	4,400	三戸町	まちづくり推進課	〒039-0198	三戸郡三戸町大字在府小路町43	0179-20-1111
五戸町	7,100	五戸町	総務課	〒039-1513	三戸郡五戸町字古館21-1	0178-62-2111
田子町	2,200	田子町	総務課	〒039-0292	三戸郡田子町大字田子字天神堂平81	0179-32-3111
南部町	7,500	南部町	総務課	〒039-0892	三戸郡南部町大字苔米地字下宿23-1	0178-84-2111
階上町	6,000	階上町	総務課	〒039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87	0178-88-2873
新郷村	1,000	新郷村	総務課	〒039-1801	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10	0178-78-2111
予備	8,800	青森県	危機管理局防災危機管理課	〒030-8570	青森市長島1丁目1番1号	017-734-9181
合計	570,000					